

少年法の適用年齢引き下げについて

弁護士 北村 幸裕

1 はじめに

平成19年5月の国民投票法によって、投票権年齢を18歳と定められたことを皮切りにして、成年年齢の引き下げの議論がなされるようになり、平成27年8月には公職選挙法の改正によって、選挙権年齢が18歳に引き下げられた。

その後も成年年齢の引き下げの議論が重ねられた結果、平成30年の民法改正によって、民法が定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになった。

一方、民法上の成年年齢引き下げの議論とともに、現在、少年法が適用される「少年」の年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる法改正がなされようとしている。

当該法改正は、後述のとおり、現行制度を大きく変更する重要なものであるにもかかわらず、社会における認知度は低い。これは極めて問題であると考える。

2 少年法の理念

現行の少年法は、第1条において「この法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とする。」とあるとおり、事案の真相解明や刑罰適用の実現よりも、少年の保護・教育を優先する趣旨を明らかにしている。そして、その処遇の選択についても、少年の立ち直りを第一義的に追求するものとされていて、一般予防を目指すものではない。

少年非行が認められた場合、警察の捜査の終了後には全ての事件が家庭裁判所に送致され、その判断を受ける必要がある。事件が家庭裁判所に送致されると、家庭裁判所は調査官による調査を行い、非行事実の認定だけでなく、少年が非行に走る問題性を見極め、その改善を目指して処遇を決定することになる。この少年の保護を要する状態を要保護性といい、少年審判では、非行事実及び要保護性のいずれもが審判対象とされている。

要保護性が審判対象にされているのは、現行の少年審判手続きがあくまでも少年の立ち直りを重視してい

るからである。

その結果、非行事実が軽微であっても、要保護性が高い少年については、保護・教育の観点を重視した処分がなされているのであって、必ずしも非行事実の軽重と処分の軽重は連動していない。

3 改正法

現在、法制審議会で議論されている改正法案では、少年法が適用される「少年」の年齢を18歳まで引き下げるのが予定されている。その結果、犯罪行為を犯した18歳以上の者は全て、成人と同じ刑事手続きで処罰されることになる。

そのため、犯罪行為を犯した18歳以上の者は、これまでの少年法と異なり、要保護性は審理の対象とならないことから、単純に犯罪行為の軽重によって処罰内容が判断されることになる。例えば、軽微な窃盗罪を犯した18歳の者に対しては、これまでの手続きであれば、要保護性が高い場合には少年院送致があり得たが、改正法では、要保護性が高くとも起訴猶予やせいぜい罰金に処されるに留まる。また、重罪を犯した18歳の者に対しては、懲役刑が科されることになるが、懲役刑ではあくまでも刑務所において所定の作業が科されるに過ぎない。

つまり、現在の成人と同様の刑事手続きを採用するとなると、当該手続きにおいては、18歳から20歳までの者に対して、保護・教育的な手当てがなされないことになる。

その弊害を考慮して、改正法案では、少年に対して保護・教育的な手当てを行うために、刑務所で少年院的な処遇を行えるようにする、執行猶予の場合は保護観察を活用する、その他、若年者に対する新たな処分を行いうるようになるといった代替的な方法が議論されている。

4 少年法改正の必要性の有無

そもそも、現行少年法の適用年齢を引き下げる必要があるのだろうか。

法制審議会でも認められていたとおり、実は現行少年法は非常に有効に機能しているが、このことはあまり知られていない。凶悪な少年非行が発生した場合、大きくニュース等の報道で取り上げられるためか、一般的には、少年非行は増加し、凶悪化しているとの印象があるが、これは正しくない。

実際には、人口比による少年の検挙率は、年々減少の一途を辿っているのである。家庭裁判所に送致され

ている少年事件数は減少し、少年鑑別所や少年院内の少年数も減少している。

昨今では、事件数が減少したことから、家庭裁判所の調査官は、これまで以上に丁寧な調査を行うようになってきており、少年に対する保護・教育は一層手厚くなっている。このように、今後も同様の手続きを行っていても、有効に機能していくことが予想できる。

ましてや、少年非行のほとんどは軽微な非行事案である。そうすると、仮に、18・19歳の者が犯罪を犯した場合、現行法では保護・教育的な観点で処分がなされていることから、一定の再犯防止効果が実現されていた。しかし、改正法案の内容だと、少年非行のほとんどが軽微事案であることから、これらを犯した18・19歳の者に対して、保護・教育的な観点での処罰はなされないため、その更生が阻害されることになる。更生が阻害されると、再犯可能性が高まるし、環境によっては犯罪傾向が一層高まるかもしれない。そして、凶悪な犯罪に至るかもしれないのである。

つまり、有効に機能している少年法をあえて改正して、適用年齢を18歳に引き下げる必要性はないどころか、むしろ弊害が予想されるのである。

なお、少年法の適用年齢引き下げについては、①犯罪被害者等が求めている、②市民の理解が得られないといった根拠が上げられる場合がある。

このうち、犯罪被害者等が引き下げを求める理由については当然配慮すべきと思う。しかし、それは適用年齢の引き下げではなく別の方法によって対応すべきであって、適用年齢を引き下げることによって解決できることとは思えない。

また、市民の理解については、少年法が有効に機能しているという情報が与えられていれば、ある程度得られるのではないかと思っている。一般市民が、現行の少年法がもたらしている実際の効果を知ってなお、現行少年法の適用年齢に反対するとは思えないからである。

5 最後に

このように、改正の必要性がないこと、改正することの弊害が大きいことから、子どもの権利擁護に取り組む弁護士、各地の弁護士会をはじめとした様々な団体が、少年法の適用年齢の引き下げに反対している。私も少年法の適用年齢の引き下げには反対の立場である。

今回検討されている改正案は、少年法の改正の必要性の有無や社会的な弊害とは関係なく進められてお

り、法制審議会が検討している改正法案は、この機にこれまでの制度から新しい制度への転換を図ろうとしているものと捉えることが妥当である。誤解を恐れずに言えば、「周りの状況が変わったので、新しい制度を作りました。良い結果が出るか悪い結果が出るかは運用次第です。今後はこれでいきます。」というものと考えている。

我々が問われるのは、このような制度の転換を受け入れるべきかどうかであり、その判断の前提として、一般の人々に対して適切な情報が開示された上で、十分な議論がなされなければならない。

しかし、現時点でそのような情報開示や議論がなされているとは到底思えない。このままだと、一般人が知らない間に改正少年法が国会を通過し、知らない間に全く別の制度が始まりかねない状況にある。

本稿が、現在検討されている少年法の改正について真剣に考える人の増加に資すれば幸いである。

参考文献

- ・田宮裕・廣瀬健二『注釈少年法』(有斐閣、第3版、平成21年)
- ・守屋克彦・齊藤豊治編集代表『コンメンタール少年法』(現在人文社、平成24年)
- ・日本弁護士連合会『少年法における「少年」の年齢を18歳未満とすることに反対する意見書』(平成30年11月21日)
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_181121_3.pdf
- ・『少年法適用の上限となる年齢を引き下げるための法改正を行うことに反対する刑事法研究者の声明』(平成30年11月16日)
<https://sites.google.com/view/juvenilelaw2018/>
- ・各弁護士会等の意見書